

# ★ 令和5年度 駒ヶ根市国民健康保険税額の計算方法 ★

	〔あん分率〕	〔算出税額〕	〔軽減税額〕※2				
<b>医療給付費分</b>	〔所得割〕 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和4年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× <b>7.30%</b> =	〔所得割額〕	A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×12,600円   〔平等割〕・一世帯当たり 14,000円(※3) それぞれ減額されます。	+	=	<b>医療給付費分の年税額 (最高65万円)</b>
	〔資産割〕 被保険者の土地と家屋(市内)の固定資産税額	× <b>16.00%</b> =	〔資産割額〕	B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×9,000円   〔平等割〕・一世帯当たり 10,000円(※3) それぞれ減額されます。			
	〔均等割〕 被保険者の人数	× <b>18,000円</b> =	〔均等割額〕	C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×3,600円   〔平等割〕・一世帯当たり 4,000円(※3) それぞれ減額されます。			
	〔平等割〕 一世帯当たり	× <b>20,000円</b> =	〔平等割額〕				
<b>後期高齢者支援金分</b>	〔所得割〕 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和4年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× <b>2.85%</b> =	〔所得割額〕	A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×5,180円   〔平等割〕・一世帯当たり 4,550円(※3) それぞれ減額されます。	+	=	<b>後期高齢者支援金分の年税額 (最高22万円)</b>
	〔資産割〕 被保険者の土地と家屋(市内)の固定資産税額	× <b>4.00%</b> =	〔資産割額〕	B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×3,700円   〔平等割〕・一世帯当たり 3,250円(※3) それぞれ減額されます。			
	〔均等割〕 被保険者の人数	× <b>7,400円</b> =	〔均等割額〕	C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×1,480円   〔平等割〕・一世帯当たり 1,300円(※3) それぞれ減額されます。			
	〔平等割〕 一世帯当たり	× <b>6,500円</b> =	〔平等割額〕				
<b>介護納付金分</b>	〔所得割〕 (総所得金額等①-控除額②) ①被保険者の令和4年中の所得金額等 ②基礎控除……43万円	× <b>2.19%</b> =	〔所得割額〕	A(7割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等※1の数-1)以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×5,110円   〔平等割〕・一世帯当たり 4,480円 それぞれ減額されます。	+	=	<b>介護納付金分の年税額 (最高17万円)</b>
	〔資産割〕 被保険者の土地と家屋(市内)の固定資産税額	× <b>7.00%</b> =	〔資産割額〕	B(5割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、 43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×3,650円   〔平等割〕・一世帯当たり 3,200円 それぞれ減額されます。			
	〔均等割〕 被保険者の人数	× <b>7,300円</b> =	〔均等割額〕	C(2割軽減) 世帯主と被保険者の合計所得金額が43万円より多く、上記B(5割軽減)に該当しない世帯で 43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等※1の数-1)で計算した額以下の世帯 〔均等割〕・被保険者数×1,460円   〔平等割〕・一世帯当たり 1,280円 それぞれ減額されます。			
	〔平等割〕 一世帯当たり	× <b>6,400円</b> =	〔平等割額〕				

**年 税 額**

**医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の年税額の合計**

★普通徴収の年税額の納期数は、6月～翌年3月の10期

★納期数で割った各納期の額の1,000円未満の端数は、初回の納期月に合算されます。

●介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者の所得、人数を基礎に算出されます。

(※1) 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者  
(※2) 軽減税額の適用を受けるのは、〔均等割額〕と〔平等割額〕のみです。  
(※3) 後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人の世帯となる人は、保険税の〔平等割額〕が5年間半額に、6年目から8年目は3/4になります。